

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回 枚方市景観審議会専門部会
開 催 日 時	平成27年5月20日（水） 18時00分から 19時50分まで
開 催 場 所	別館4階 特別会議室
出 席 者	部会長：岡委員、副部会長：藤本委員 委員：鶴島委員、下村委員、津田委員、吉川委員
欠 席 者	なし
案 件 名	議案第1号. 専門部会の部会長及び副部会長の選出について 議案第2号. 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・議案第1号 資料1 枚方市景観審議会専門部会委員名簿</li> <li>・議案第2号 資料2 屋外広告物等の規制及び誘導の検討について 資料3 市民アンケート調査・実態調査結果より見えてくるもの</li> <li>・参考1 市民アンケート集計結果</li> <li>・参考2 実態調査結果資料（全体一覧表抜粋・プロット図・個票）</li> </ul>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部会長・副部会長の決定（部会長：岡委員、副部会長：藤本委員）</li> <li>2. 屋外広告物の規制及び誘導については、事務局案を基本とし、審議会で引き続き検討を行う。</li> </ol>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表

傍 聴 者 の 数	1名
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

事 務 局： お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回枚方市景観審議会専門部会を開会いたします。

本日は委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます、失礼いたします。なお、本日はクールビズでの対応とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

平成27年3月26日に開催いたしました前回の審議会において、屋外広告物等の規制及び誘導に関する具体的な基準内容については本専門部会で専門的に審議していただいた上で今後の審議会で審議していただくこととして承認されましたので、よろしくお願いいたします。

進行につきましては議案第1で部会長を決定いたしますまでの間を、事務局のほうで務めさせていただきます。

まず始めに委員の出席状況をご報告させていただきます。本専門部会の委員総数は6名でございます。本日は6名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。

したがいまして、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の会議録の署名人につきましては、審議会の取り決めに準じまして五十音順でお願いさせていただくこととし、本日は鶴島委員と岡委員にお願いしたいと思います。

なお、行政分野の津田委員につきましては、平成27年4月の人事異動に伴い、嶺倉委員の後任として、今回から参画していただくこととなりました。

津田委員、よろしくお願いいたします。

津 田 委 員： 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課の津田と申します。嶺倉の後任で就任させていただきました。景観に関しては余り実は詳しくなくて、どちらかと言うとまちづくり系を中心に今まで仕事をしてきました。今回この景観の仕事についてまだ1カ月半足らずですけれども、私も一緒に勉強させていただきたいなと思いますのでどうぞ、よろしくお願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。

本審議会運営要領の変更につきましては、人事異動に伴う委員変更です

ので、次回審議会の際にご報告させていただくことといたします。なお、専門部会は限られた時間を有効に活用したいと考えていることから、開会と閉会に当たって市からのご挨拶は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

本日の資料につきましては議事次第、議案1号の資料といたしまして資料1、議案2号の資料といたしまして資料2、資料3、参考資料といたしまして参考1、参考2。以上でございます。

次に、手元用資料といたしまして、委員の皆様のお名前を記載させていただいているものをご用意しています。

内容は、枚方市の用途地域図、紙ファイルとじになっております枚方市景観計画等、最後に青い冊子の枚方市都市景観基本計画です。

なお、参考1の市民アンケート集計結果は、前回審議会のご意見を踏まえた修正版とさせていただいております。

以上が資料でございますが、過不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料につきましては、以上でございます。

なお、氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会で使用しますので、お持ち帰りされないようお願いいたします。

本審議会は枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。

本日の議案については、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

事務局： それでは、本日の審議会は公開とさせていただきます。

本日、傍聴を希望されている方が1名おられます。傍聴願が提出されておりますので本審議会傍聴要領に基づき傍聴を認めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

出席委員： (異議なし)

事務局： よろしいでしょうか。

次に、傍聴者の資料持ち帰りの可否についてですが、本日の資料には審議過程の資料が含まれていることから、議事次第に限り持ち帰りを認める

こととしようと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員：（異議なし）

事務局： よろしいでしょうか、はい。  
それでは、傍聴者が入場するまでの間、少しお待ちください。  
再開いたします前に、傍聴される方にお願いがございます。  
本審議会は円滑な審議を進行いたしますため、拍手、発言、私語等は一切禁じております。なお、遵守されない場合は退場していただくこともございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。  
それでは、専門部会を再開いたします。

## 2 議 題

事務局： まず始めに、議案第1号の専門部会の部会長及び副部会長の選出について事務局より説明いたします。  
座って説明させていただきます。  
それでは、最初に議案第1号専門部会の部会長及び副部会長の選出について事務局より説明させていただきます。  
資料1をごらんください。  
枚方市景観審議会専門部会委員名簿をつけております。枚方市附属機関条例第4条第2項に、会長及び副会長は委員の互選によって定める、とございますので本日の議案としております。  
それでは議案第1号、専門部会の部会長及び副部会長の選出についてお諮りしたいと思います。  
事務局案といたしましては、枚方市景観審議会運営要領で、分野別委員は調整を行った場合は、審議会の会長及び副会長に内容を報告するとなっておりますので、枚方市景観審議会会長の吉川委員と副会長の下村委員は、専門部会での内容の報告を受ける立場でもあります。そのためこれらのことを考慮して、居住環境が専門分野であり、過年度より継続した事案でもありますので、岡委員に部会長を、また、今回の規制基準の見直しの中で色彩基準を新たに設けようと考えておりますので、その観点からデザイン、景観、色彩が専門分野であります藤本委員に副副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

出席委員：（異議なし）

事務局： ありがとうございます。

それでは、岡部会長、藤本副部長、お席の移動をお願いいたします。

岡 部 会 長： 関西大学の岡と申します。今回は部会長ということを抑せつかりましたんですけども、部会ということですので、できるだけ多くのご意見を出していただいて、活発に議論できたらと思いますのでご協力よろしく願いいたします。

藤本副部長： 副部長にご選任いただきました藤本でございます。会長の岡委員をサポートしながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局： それでは、この後の議案の進行につきましては、岡部会長にお願いしたいと思っております。

岡 部 会 長： それでは次第に沿って、議案第2号より専門部会を進めてまいりたいと思っております。

議案第2号、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についての説明について、区切りのいいところで一度とってもらって質疑の時間を設けたいと思っておりますので、最初は、資料2の1、見直し検討のイメージから2、見直し検討の基本方向までを事務局からご説明、よろしくお願いいたします。

事 務 局： それでは説明につきましては、ご提案にありましたように3分割で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは資料2の1、見直し検討のイメージからご説明をいたします。

資料は2と3の両方をごらんください。

資料2には前回審議会でお示しました、規制及び誘導案の概要を再掲しております。資料3には、その根拠となる検討過程をまとめてございますので、2つの資料を両方見ていただきながら進めていきたいと思っております。

なお、資料2と3の対応する項目については、見出しとその番号を合わせておりますので、あわせてごらんください。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料2の1ページをごらんください。

1、見直し検討のイメージとしましては、景観計画等との整合を図ることを目的とし、検討に係る4つの視点及び市民アンケート調査、実態調査の結果より見えてくるものから、見直し対象項目を設定、検討いたしました。見直し対象項目の洗い出しイメージが、資料3の1ページのイメージ

図となっています。

資料2の1ページに戻りまして、次に、2の見直し検討の基本方向としましては、現在、屋外広告物許可申請率は3割程度にとどまる状況であることがわかりました。このため、既に掲出されている広告物が、見直し後も可能な限り許可基準に適合するよう基準を設定し、許可手続きによる掲出状況把握を通じて規制及び誘導を図るとともに、良好な景観の形成を目指すこととしました。

今回実施しました実態調査の調査方法について、簡単に振り返ってご説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。

調査路線につきましては、景観形成上主要な市内路線、総延長約80kmについて、MMSにより移動計測車両により調査をいたしました。本調査により、総数6,639基の広告物の状況がわかりました。

広告物単体の調査内容につきましては、サンプルとしまして、お手元の参考資料2をごらんください。

実態調査結果資料（全体一覧表抜粋、プロット図、個票）をご用意いたしましたので、ごらんください。

最初の実態調査結果資料（全体一覧表抜粋）A3にありますような形でリスト化し、分析しております。A3リストの1枚目が主に設置位置の属性や表示面積等を整理しており、2枚目が地色の色彩について、表示面を占める割合が大きいものから①、②として整理しております。

個別の広告物につきましては、次ページをごらんください。

枚方市の屋外広告物実態調査MMS取得結果とタイトルがありますプロット図に広告物の位置情報を個別に整理番号をつけて管理し、次のページにあります個票、いわゆるカルテにおいて敷地ごとに場所、申請者、用途地域、広告物の種類、基数、許可件数や面積などを記載しております。

また次のページからのカルテ4面では、さらに広告物個別の情報として、許可番号や広告物の寸法や色、写真などの詳細な情報を記載しております。今回の調査では、このようなカルテを広告物基数分である約6,600枚作成しております。

それでは、お手元の資料に戻りまして、資料3の2ページをごらんください。

文字が小さくて非常に申しわけありませんが、今回の実態調査による、全体の集計結果を載せております。上の表が広告物の種類別設置数で、下の表が調査路線別設置数及びその許可状況となっております。

許可率の算定については、さまざまとり方があろうかと思いますが、今回は申請手続上、適正に掲出しているかどうかという観点から、全体における許可不要な広告物、及び、許可を受けている広告物の割合で許可率

としております。

以上が最初の説明となります。

岡 部 会 長： では今まで説明をいただいたところでご質問、ご意見はございませんでしょうか。

藤本副部長： よろしいですか。質問なんですけれども、今のいただきました参考資料2のところの、実際どういうカルテになっているかというところを見せていただいたのですが、所有者別調査票のID16-1とか、2とか3とかのあたりで写真と、それから色彩のデータがこう、ついているんですけれども、この写真に出ているこの矢印のところのものの分析がこの①、②、③、ということなんでしょうか。

事 務 局： 説明させていただきますと、例えばIDの16-1でしたら、大きさについて、広告物①、②、③につきましては、1つの広告塔でも表示面が複数ある場合に①以外の②、③というのがあります。表示面が1つのものについては①で終わりとなっています。地色につきましては、地色の①、下の段の地色の②とありますのが表示面の中でも色の面積の大きいものから順に記載をして地色の①、②と扱っています。  
いかがでしょうか。

藤本副部長： そうしたら、この数値が表示とちょっと重なって見えにくいのですが、縦幅、横幅と書いてあるんですが、この矢印のある小さなポールの分に関して広告①という捉え方をしているんでしょうか。縦2.4メートルで幅が0.8メートルで表、裏の2面ということでしょうか。

事 務 局： ID16-1につきましてはおっしゃるとおり、小さいほう、そうですね、手前にある広告板の縦掛ける横の大きさに書いてあります。こちらについては表示面が1つですので、広告①で終わりになっています。

藤本副部長： 表示面、面数は裏表ですね。

事 務 局： そうですね。面数は2面なので、その裏表です。

藤本副部長： 裏表を合わせて3.84平米あるということですか。

事 務 局： そうです。

藤本副部長： この高さは何ですか、3.9というのは。

事務局： 高さは広告物全体、工作物としての高さの一番上端の高さが高さの表記になっています。縦の記載は表示面の実質の大きさの、高さの部分になります。

藤本副部長： なるほど。じゃあこれは全体大体4メートルのこの小さいほうでも4メートルのポールで、広告の部分は2.4メートルということなのでしょうか。

事務局： はい、おっしゃるとおりです。

藤本副部長： この色彩がちょっと気になったんですけれども、地色というか、一番面積の広いところが一番上の①になっているんです、色としてということですね。その次が色として2番目、その次が色として3番目になって、面積として上がってくるんですね。

事務局： そうですね。面積として大きい順に①、②と挙げて。

藤本副部長： 挙がってくるんですね。

事務局： はい。

藤本副部長： じゃあ例えばこの場合は、このPBなのでブルーを拾っていると思うんですけど、①というのは。この中で一番面積が広いのはブルーだということのようなんですけど、これ私、今見たところでブルーが一番面積が広いとちょっと思わないんですけれどもね。

事務局： そうですね。

藤本副部長： その次が赤を拾っているんですね。その次はグリーンを拾っているんですけど、多分微妙な差で。面積は出てこないんですね、これ。

事務局： 面積までは出てこないです。

藤本副部長： そうですね。もう一つ気になったのは彩度が、どう見てもこれはブルーが4.5ぐらいで赤が3と思えないんですね、実際には。私たちも色彩分析で写真から分析することがあるんですけど、大体はこうならないんです

よ。かなり時間を合わせたりしながら、光を調整しながら合わせていくんですけども、このデータでいくと、この赤は多分彩度としては12から13ぐらいあると思うんですけども、ここではデータの的には赤ですから3としか拾えてないんですね。この写真からの判断ということですよ。

事務局：　　そうです。基本的には画像から測定しているものですので、現地でどうしても見づらい場所については現地測定もしているんですが、基本的には画像からの測定ですので、陰になっている部分だとかはおっしゃるように色が正しくは測れていないということも含まれています。

藤本副部長：　　ということですね。大きなものに関しては現地の色彩を合わせてとられたということですね。

事務局：　　大きいもの、現地で測定したものは車両からの測定がしづらい場所であったり、逆光で測れなかったような場所であったりについて車両からでない測定の方法を採用しています。

藤本副部長：　　大体まあ写真でこのぐらいのサイズ、こうした状態でカウントされているというふうに捉えたらいいでしょうか。わかりました。

吉川委員：　　もともとこれ、写真というよりも、これはビデオ画像なんですよ。

藤本副部長：　　動画なんですね。

吉川委員：　　ビデオ画像の一部が切り取られて出ているんですね。写真は写真でそれこそ露出を合わせたりとか、よく撮れるようにはいたしますけれど、これは車載カメラがレーザーを飛ばすのと一緒に出ている画像ですので、それほど精度が高いとは言えないのですよ。

藤本副部長：　　ID16-2なんかを見ると地色①が4色並んでいるのは、これは同じ面積だったということですか。次のページの。

事務局：　　1つの工作物から面として4面出ているというので、その面ごとに色の測定をしているということになります。

吉川委員：　　恐らく、だからこれは酒、たばことATMが3番、4番なんですよ。

岡部長：　　3番はブルーなので企業名の、この塊だと思う。

藤本副部長： 上の企業団地名とかが。

岡 部 会 長： これがPBっぽいですね。2番、②は。

藤本副部長： でもBも入っていますよね。広告①に、2番目に。

事 務 局： そうですね、広告①が企業団地名の、大きな上の看板で高さ10メートルのところですね。広告②が企業名のこの青いもの。その次のものが、たばこ、それとATMで一応分かれております。

下 村 委 員： ちょっとご提案なんですけど、というのを、たくさんある資料をこれもう一度ちょっと確認いただくか、その場所を特定するように番号、ナンバリング、画面の中でするのか、という話をお願いするかどうかですよね。これもう一回ね。ですが、山のようにあるから。もうそれか、データを信用するかだと思っんですけども。

岡 部 会 長： そうですね。

下 村 委 員： なので、ちょっとその辺をもう事務局に、ここで全部検討し切れないように思っんですけども。

岡 部 会 長： 今たまたま、これはこういうふうな形でなってますよという参考資料として出させていただいたものなので。

下 村 委 員： もうちょっとわかりやすい参考資料が良かったかもしれませんね。

事 務 局： 済みません。

岡 部 会 長： ただ、今先生がご専門の色のほうから見ていただくと、実際の様子と少し違うのではないかというような可能性があるということですね。

藤本副部長： そうですね。それがわかってデータを見ないといけないのかなということを確認しただけなんです。

岡 部 会 長： そういうことですので、今先ほどのご説明でありましたように、これが該当している、していないというところは、これは許可が不要であるとか許可はなしであるとかいうふうなところは、これは基本的には中身ではな

くて大きさで言われている分ですよね。サイズですよね。資料3の2の、見直し検討の基本方向というところの中での許可不要であるとか、許可済みであるとか許可なしという、実態手続違反とか実態違反とかいうふうなものは大きさを言っているのであって、色の話はしていないんですよ。

事務局： はい。色の基準は今ありませんので大きさと自家用の別で判断をしています。

岡部会長： 色の判断はここではしていないので、だから反映されていないということですよ。だから今後この、次の説明のところでは色が出てきたときにそのあたりのことを気をつけて見ないといけないというふうに考えさせていただくということよろしいですか。

ほか何か、お気づきの点があれば。

下村委員： ちょっと一つだけ。今ご説明いただいたところが、第1番目の見直し検討のイメージということで、参考資料で資料3の1ページ目、これが出てくるバックデータというご紹介をいただいたと理解しているんですけど、ここは結構肝心な場面だと思うんですね。今回何を見直すんだというふうな問題、もしくは課題整理ということですので、もし可能であればここに、まあ次聞けばわかると思うんですけど、何を今回見直すかという話は、この1枚のイメージ図だけなので、この次に、この表をどう読み取って何が課題整理かというふうな、箇条書きぐらいをもし可能だったらちょっと書いておいて、ここに小さい字で書いてあるのを全部並べたらいいのかもしいですけど、これが多分次の2の見直し検討の方向性とリンクしていくことになろうかと思うんですね。ですから、ここは部会なので、ちょっと細かい話で、これをまた審議会に上げて、またこれをご説明されると思うんですよ。このストーリーを。ですからこのイメージは委員の皆さんみんなで見てください。ということになっているので、それを見て事務局サイドの案としてイメージ、検討する課題というのは、こういう課題があって、だから次の第2章に進んでいくんですよというふうなちょっと、短い箇条書きコメントぐらいがあってもいいんじゃないかなというふうには思います。でないと、これ図を見てくださいで終わっているようなイメージがありまして、箇条書きでポイントだけ整理していただいたほうが審議会ではわかりやすいのではないかなというようなことは思います。それが次に多分ご説明される基本方針と、どの課題を見つけるために基本方針がどれとリンクしているのかとか。最終的に見直し基準は多分、基準が出てくるので、最終的にはここに持っていきたいはずなんで、きちりとこの課題が1章のところでは整理できているというのがストーリーと

してはうまいと思うのです。ちょっとそんなことで配慮いただくとわかりやすいかなというように思いました。

事務局： はい、ありがとうございます。

岡部会長： ちょっと確認なんですけれども、今のお話は資料2の1の、見直し検討のイメージというところの、2行のところそれが、内容は何かというのを加えていただきたいというお話ですね。その中でこの検討に係る4つの視点というのは、市民アンケートから出てきた4つの視点というふうになっているんですか。それは前回は説明いただきましたよね。ちょっとおさらい、少しだけしていただけますか。

事務局： 資料3の1ページなんですけども、今回、もともと今の屋外広告物条例が大阪府の条例を参酌したという、広域的な観点で今整理されている、枚方市の景観計画をつくってそれぞれの景観形成区域とかそういうのを定めてますし区域の問題もありますし、それぞれの区域の特性に応じた、より規制とか誘導基準を考えていこうと。今回それにつきまして、まず屋外広告物の実態がどんな状態になっているのかわからない、それと市民は広告物についてどういった感情というか意見を持っておられるのかというところをポイントにして資料3の1ページで、4つの視点というのはまず景観計画との整合を一番に図っていかなければいけないだろうと。当然それをもとに良好な景観形成、それから利便性の向上というのは前にもご説明しましたけれど、国道とか幹線道路においては今の基準では非自家用、いわゆる道案内の分については、おおむね設置できないことになっているんですけれども、その現状も今回実態調査や市民の声も踏まえてどうしていったらいいのか、緩和するのか、今までどおりでいいのか、それから新たな課題の対応ということで新たな媒体の対応とかというふうな4つの視点でございます。

岡部会長： 資料の一番端っこが見えなかったんです。

事務局： 済みません。

岡部会長： 折り込みで挟まって、こっちが左側に実態調査というのがあって右側に市民アンケートというのがあって、これが見えなかったの、こっちは何なんだろうと思って。済みません。

事務局： 済みません、左が実態調査でございます。それで右側が市民アンケート

です。

岡 部 会 長： 2つのところから4つの視点が出てきているということですね。

事 務 局： はい。

岡 部 会 長： ということは、見直し検討のイメージの、この2つの文章は検討に係る4つの視点ではなくて、市民アンケート調査と実態調査から4つの視点が出てきたというわけではないんですか。

事 務 局： これはもともと景観計画をつくっていく段階で屋外広告物条例の見直しに当たって、これまでの審議会の意見とか出ている中で、まずポイントとしてはこういう景観計画との整合を一番に図っていかないといけないだろうというのが一つ目。まあそれと、それに向けて、じゃあどういった形で景観形成、良好な景観形成を図っていくかというところで、これまでの経過、審議経過の内容から事務局で判断させてもらって、精査してもらって大きくは4つぐらいだろうということで分類の枠を設定させていただいたんです。それについて今回の実態調査と市民アンケートからそれにリンクするような形で、どういった視点に対して実態調査と市民の声がどのように反映されているのかというので、そこに丸で囲っている内容がそれぞれの対象項目として検討項目として4つの視点を実際にやっていくに当たっての留意すべき内容を丸で囲ませていただいております。この中の丸に書いてあるのがまさしく今回の事務局で考えます規制誘導の一つの大きなポイントという位置づけで挙げております。

吉 川 委 員： そうすると、この市民アンケートの結果より見えてくるものっていうやつから矢印が出て、上に回って2つ出ているっていうのがプロセスとしてはおかしい話になるんじゃないですか。

左の実態調査から出てくる個別の話題と、右から出てくる、市民アンケートから出てくるものが、こういろいろリンクするものが、地図が描かれてその塊を分類すると上の4つになりますと言うんだったらストーリーとしてわかるんですよ。

岡 部 会 長： そういうことです。上に矢印が回っているので、この4つの視点というのがいつどのように出てきたものが余り明確になっていないです。3方向から出てきているのならばそのような書き方をさせていただきたいし、この検討に係る4つの視点が今までの議論から出てきているものであればこの市民アンケートからの矢印はちょっとなくしておくべきで、3方向から

出てきた島があるというふうに思うべきなのか、それか今吉川委員がおっしゃったみたいに、右と左から出てきたものが丸でマトリックスのように置いてみると4つの視点がこうあらわれますというふうな話なのか。

吉川委員： それはどっちでもいいんですけど、4つの視点っていうのがあって、右側から出てくると左側から出てくると、何かこの4つのものにある種糾合されますよという形になれば、ほかの委員の方々も納得いただけるのかなということですね。

事務局： そうですね。これ実際、実態調査とか市民アンケートは結果が出る前にこの視点というのは最初の、去年の第1回の審議会で一応こういうポイントでまあこれからちょっとまとめていこうかなということでもっと提案させていただいたんで、それをまあそのままずっと引き継いで。

岡部会長： この市民アンケートから出ている点線のほうを取ってしまわれたほうがわかりやすいと思うので。

事務局： そうですね、これがちょっとおかしいですね。はい、わかりました。これちょっと直します。

下村委員： 市民アンケートの内容もこの4つの視点でフォローできていますよというふうな位置づけにうまく表現できればいいと思います。

事務局： そうですね。

岡部会長： この4つが出てきて、あった上で市民アンケートを設計されているわけですよ、ある意味。

事務局： ある意味、そうです。

下村委員： それがどの画面に対応しているかというのと現地調査から出てくる課題がこの4つの観点を調べれば、きっちりと充足しますよというふうなものも図にしておいて、それをちょっとコメントとしてキャプションを4つ上げておいて、それはどこから出てきた話か、とか。ちょっとそういうふうな文字で並べておいていただくと、どうやって読み取ったかというのがわかると思いますんで。

事務局： わかりました。

岡 部 会 長： 少なくとも4つの視点の内容については、この資料2に載っていないとわかりにくいと思います。

事 務 局： はい。

津 田 委 員： 済みません、ちょっといいですか。昨年度は参加させていただいてないんで詳しいことがわからないんですが、多分昨年度も議論されて、諮問もされているんで、諮問のときにも多分そういう説明がされているかと思いますが、先ほどおっしゃっていたように、私がばっとこの資料2を見たときにまず感じたのは、普通は何か趣旨目的みたいなものがあって、そのためにはどういうことをしていないといけなくて、だからこういうことをやって、こういう方向でやっていくんですよみたいな、そういう流れの資料になるのが一般的かなと思うんですけども、さっきおっしゃっていたようにこの目的というのが今までは大阪府の広告物条例なりそういうのを採用されていて、それは広域的観点からつくられたものだけれども、枚方市さんとしては地域の特性に応じたものをつくりましょうという、それが一番始めの、出発点の大きな目的やと思うんで、その辺をちょっと丁寧に書いておいてもらったほうがいいのかなという気はするんですよ。そのためにはその実態をやっぴりよく知らないといけないので、こういうそのアンケート調査なり実態調査をして、確認してますと。これだけ見てるとこう、何のためにやるのかよくわからないようなところがあって、見直しの方向性のところも今ある3割ぐらいの許可、申請率ですけれども、申請されていない部分が新しい基準を設定しても基準に合うようにするというのが基本的な方向性ですということを書いてあるんですけど、ちょっと何かそれだけ書かれると違和感があるんで、何かそういう目的があって、こういう定めを講ずることが必要で、こうやってっていう流れの書き方にされたほうがいいのかなとちょっと思うんですけども。

事 務 局： 実はこれ、審議会ですってテーマで昨年度もこの見直しについて案件として挙げさせていただいて、でもそれはもちろん目的とか経過とかは全部既に説明はしているんです。今回専門部会ということで前回の審議会に挙げた内容について、その事務局から出した、例えば看板のここについてやったら大きさをどうするかとか高さをどうするかとか、ここは緩和するかというところについては一定、案は出したんですけど、それについて裏づけとしてバックデータというか、この根拠がちょっと乏しかったというのもあって、今回はその内容をより具体的な根拠に基づいてよりそれを精査していくという、ぐっと絞った確認をしていただくものと考えていま

す。ちょっとここに書いてあるものは、おさらいで少し入れさせてもらったんで、少し説明不足というところもあるのかなとは思んですけど、今日は前回の審議会で出した事務局案についてのその内容をより資料に基づいて、これで本当にいいのかというのを確認していただくということで、かなり絞った形で資料はつくり立てをしております。

津田委員： 最終的に何か報告書なり、何かを作られるにはその辺がシートに書かれるようなイメージになると思うんですけどね。

事務局： そうですね、見直し基準の中の表などをきちんと見直して、それを条例のほうに反映させていこうと思っているので。当然今の、それぞれの景観計画が定めている、景観形成区域に応じてのそのエリアごとの考え方を絞ってやっていますので、それを今回、特に数値的な基準や、技術的な内容をこの専門部会でたたいていただこうかなということで。それが次の説明から、具体的にまた説明させていただく内容なんですけれども。

岡部会長： 資料2というのは今度審議会のほうに出される資料だと思っていいんですか。

事務局： そうですね。これは資料2の見直しの基準というところでエリアの話があって、このカラーの絵の全体、これが区域の話をしているんですけど、その次をめくっていただくと資料2の2、3、4というのがまさしく今回、規制の従前の基準から見直すものです。

岡部会長： この資料を、もしそのまま審議会のほうに出されるのであれば、頭のところに何か、数行ですので、ちょっと書いていただいて、皆さん継続審議だということはわかっていてもなかなか、大分時間もたっていますので少しそのあたりの目的であるとかを数行書いていただいて、1の見直し検討のイメージのところにつきましてもどういうふうなイメージ、具体的なそのイメージがここには書いていないんですよ。イメージの内容については、だから少し書いていただいたほうがいいのかと思います。

事務局： はい、わかりました。

岡部会長： こういうことからイメージをつくり出して、こういうことの検討をしましたということを書いていただいたほうがいいのかと思います。  
ということで次の説明に移らせてもらってよろしいですか。  
じゃあ次の説明で、資料2の3から説明をお願いいたします。

事務局： 資料2の1ページの次の3、見直し基準についてご説明をいたします。  
最初の規制区域、規制基準、その他の3区分から検討をしております。  
資料3の3ページをあわせてごらんください。

1番の規制区域についてですが、枚方市景観計画との整合を図る観点から、大きく4点の見直しをいたします。①規制区域につきましては、市全域とすることといたします。②の道路軸制限区域につきましては、範囲を沿道50メートルまでとすることとします。現在の本区域の沿道は500メートルまでを対象区域としておりますが、実態調査から、沿道50メートルまでの区域にほとんどの広告物があることがわかりましたので、見直しをするものです。資料2の下段のカラーの区域図で示しますと、赤色の線の太さが変わるようになります。③の河川軸制限区域につきましては、天野川と穂谷川沿岸区域を追加することとしております。現状はまだそれほど広告物が掲出されていない状況であることから、河川景観の保全のため、今回制限区域に編入しようとするものです。区域図では青色の線が、やや細目の横向きの線2本が追加されることになります。④の枚方宿地区につきましては、新たな面型制限区域の設定をすることとします。

資料3の4ページをあわせてごらんください。

枚方宿地区には、景観重点区域と同一の範囲で区域及びゾーンを設定いたします。資料2の下段、カラーの区域図では黄色の区域が追加されることになります。

恐れ入りますが、資料2に戻りまして、2ページをごらんください。

2の規制基準につきましては、制限区域ごとにご説明をいたします。

表では、グレーの着色がある箇所が規制強化を検討している部分、横向きバーの記載のところは変更なしの部分となっております。また、※1につきましては、表の一番下のとおり公的施設等への道案内などについて一部緩和するものです。

まず、①の道路軸制限区域につきましては、制限緩和区域における自立広告物等のその他の広告物で、非自家用のものにつきましては、規制を強化いたします。従前の高さの記載で、5メートル以内とありますのは広告板の規定でございますが、広告板と広告塔は、いわゆる掲出面の数が2面以内か、3面以上かという違いにより区分をしております。広告板であっても、厚み部分を表示面、先ほど言った表示面とすれば広告塔となり得ますので、この区分をなくし、一律の基準にすることとしております。

資料3の5ページをあわせてごらんください。

表の上部に、規制強化する項目、その他の広告（非自家用／制限緩和区域）と区分の記載をしておりますが、これは、この後のページも同様の体裁で表記をしております。規制強化する項目、規制基準を現状のままと

する項目の区別、広告物の種別、自家用・非自家用の区分、用途地域から決まる区域区分を記載しております。また、表中の上部の着色した行に今回の見直し基準案を記載しております。

検討項目としましては、市民アンケート、実態調査結果の傾向、実態調査結果から見直し基準案を満たす割合について検討しております。

道路軸制限区域の検討に戻りまして、市民アンケートからは、まちの美しさを乱していると感じる広告物において地上広告物の割合が比較的高い結果となっております。

また、実態調査の結果から、広告物の種別における傾向としまして、地上広告は表示面積、その高さが比較的大きくなる傾向がわかりました。資料の下のグラフでは、破線が全広告物の平均の高さ、表示面積をあらわしておりますが、地上広告はその規模からやや大きくなっていることがわかります。

資料3の6ページをごらんください。

国道1号沿いにある全広告物の中でも、地上広告は特に非自家用の割合が高く、73%弱あることがわかりました。これは、資料3の2ページに掲載しておりますが、全調査路線での同割合が約40%であることから、国道1号沿いには道案内等の非自家用の地上広告物が多く掲出されているという結果になっています。

こういった実態と傾向を踏まえまして、見直し基準案に適合する物件について確認をいたしました。

実態調査結果の項目に記載しています、表の構成としましては、広告物の全数は物理的に存在する数を参考値として挙げており、その中でも現在の基準を満たすものの全数を100%として、基準案を満たすもの、満たさないものの割合を出しております。こうしてみますと、見直し案につきましては、調査した範囲においては、おおむね妥当と考えております。参考として下部に続けて記載しておりますのは、見直し基準案の数値を変化させて適合の検討を行った一例でございます。

それでは、前方のスクリーンをごらんください。

見直し基準によって、例えば道路沿いにある、この程度の規模の広告物が今回の規制対象となります。左手前にある広告物程度の高さがおさまるといふものでございます。

資料3の7ページ、8ページをごらんください。

これは、検討の結果、屋上広告物についての規制基準を現状のままとする項目でございます。市民アンケートからは、まちの美しさを乱していると感じる広告物に屋上広告物の割合は比較的低いものの、実態調査の結果から、広告物の種類における傾向として、屋上広告は表示面積、高さが大きくなる傾向であるということ、地色の色彩は平均程度であるというこ

とがわかりました。

見直し基準案につきましては、景観の観点からスカイラインを整えることを念頭に、縦が塔屋を含む建物高さから突出しないとして設定して、8ページの見直し案にもお示ししますように適合の是非を確認してみました。現行の規制基準の継続が妥当であると考えております。

以上でございます。

道路軸の規制基準のところまで今ご説明をいたしました。

岡 部 会 長： ここまで。今のところでご質問などはございますか。

津 田 委 員： 今回の規制基準で、道路軸制限区域で検討、沿道両側50メートルということになっているんですけれども、多分もともと大阪府の条例をそのままお使いになっていたとしたら、先ほどもご説明があったように500メートルの範囲を対象にしていたと思うのですが、今回は500メートルじゃなくて50メートルまでを対象です、50メートルから500メートルの間のところはフリーになるということなんですか。

事 務 局： 全域に一般の制限はかけますけれども、特にこの景観形成区域としての、この道路沿道についてはそれに応じた基準がかかる区域を50メートルまでの区域にしようと考えています。今は確かに500メートルって幅があるんですけれども、実はこの50メートルというのは景観計画の中で定めている範囲というので、景観計画との整合を図る部分と、あとこの実際の実態調査でわかった結果がほとんどの広告物がこの50メートル以内に入っているという実態がわかりましたので、それに基づいて今回提案させていただきます。

津 田 委 員： 今の大阪府の基準なんかで言いますと500メートルまで一定の基準があるんですけれども、今回ご提案されているのはその50メートルまでのことだけをおっしゃっているのか、50メートルまででもう規制する区域はそこで線を引いて、あとの50メートルから500メートルのところはもう特に規制をかけないよというふうな、お考えになっている。

事 務 局： 一般制限区域です。残りは。

津 田 委 員： それは前々からかかっている制限区域ということで、そういう意味では緩和になっているわけではないということなんですね。ちょっと思ったのが、今まで500メートルまで制限がかかっているのが、完全にもう50メートルまでしか制限がかからんようにするのかなとちょっと思ったの

で、そうしたら緩和という話になるのかなと思ったんですけども、そうではないということですか。

事務局： 制限はかかっております。

津田委員： あくまで沿道50メートルのところの、この制限区域のその他広告物についてのところを規制強化しますよという意味ですか。

事務局： そうですね、特に着色しているところについて。着色しているところも今50平米とかあるんですけども、それを今の実態調査からいったらもう少し厳しくしてもいいんじゃないかなということがわかりましたので、若干その分規制を強化するような形です。

津田委員： 先ほどの説明の中で、広告板と広告塔の何か違いみたいな、お話しいただきましたけれども、これ単純に数字だけで見ますと、これまで広告板というふうな位置づけのやつが、5メートル以内におさまっていたやつが10メートルまでいけるようになるというふうな理解になるんですか。

事務局： 実際には、広告板の状態でそんな高いものがないというのと、今回の実態調査でも広告板はほとんどが4、5メートルぐらいのところに位置していることがわかりました。また、厚みを設けると広告塔という扱いでやっていますので、実質15メートルの高さを10メートルに抑えていこうということで制限強化に、一応考えております。

下村委員： 今回は屋外広告物ですけど、府のほうも、藤本さんとやっているんですけども、景観形成地域に指定する場合、道路は50メートルで河川とか広域に、横断方向に眺望がきくようなところは500メートル取ろうということで府のほうで線を引いたんですね。ですから道路沿線は50メートルというのがある一定妥当かなというふうな感じは受けておりますけど。景観形成を重点とするようなところで500メートル取るというのは、よほどのことで、調整区域になれば別ですけど、市街化の中で本当に視線の抜けがというのを考えると、道路を1枚か、外側ぐらいか、1ブロックか、もう2ブロックぐらいまででおさまる範囲ですよ。

事務局： はい。

下村委員： まあある程度、景観形成地域ともオーバーラップしてくるので、一定説明はつくのかなという印象は受けておりますけど。見えないと思います

し。

岡 部 会 長： 51個、50メートルよりも先にあるのがあるんですけど、それは確認をされましたか。どんなものがあるのかという、遠くになればなるほど大きくなっていたら問題ですね。

事 務 局： 大きなものは残り数はなかったと思うんですけども。

岡 部 会 長： 51個ありますよね。47個と3個と1個と。50メートル以上のところに。国道1号の場合。

下 村 委 員： 国道1号とクロスするような幹線道路の沿線に50メートルを超えるものができるんじゃないかなという印象ですが。

吉 川 委 員： 視界が開けて、そこまで見えてしまうという話があつて。

下 村 委 員： そうなるんじゃないかなという気はしますけどね。

岡 部 会 長： 広告1個に1つずつしか実際には見えないので、数が少ないからいいやというわけにはなかなかならないとは思いますが。この51個、変なものであれば問題ないのですが。

事 務 局： 参考資料の2の、プロット図に、少し沿道のところから外れたところで、大学のところに一応広告があるんです。これがまあ50メートルを超えているとは思いますが。確かにグラウンドがあるんで見通しはあそこはいけるかも。

岡 部 会 長： これは今ある、例えばこの大学の屋上にのっているものというのは一般の基準でもクリアしているんですね。

事 務 局： 制限区域の一般ではクリアしております。

岡 部 会 長： 一般ではクリアしているわけですね。今全体的な方針として、今これを決めることによって厳しくしようという話ではないので、なるべく不適合をなくす形で、拾う形でやりたいというふうな方針を先ほど確認しましたので、一般でかかるということで、ひとまずオーケーというところでしょうか。

事務局： 景観形成区域に合わせて区域を500メートルから50メートルにすると、規制を緩和したみたいに見えるんですけども、実際やっぱりそこに集中して目を配ってチェックしていこうというので、余り広く取り過ぎるとなかなかその規制誘導などがやっぱりしにくいというのがありますし、ポイントを絞った形でやろうというのも今回、それと先ほどおっしゃっていただきました申請率をより上げる、手続を啓発していこうと。

吉川委員： 3割ではあかん。

岡部会長： そうですね。ということで、この500メートルから50メートルというところは皆さん同意いただけたかと思うんですが。

藤本副部長： 8ページのところの先ほどの色相表の件なのですが、彩度のお話がここにあがってしまっていて、これは彩度がかなり、みんな低く出ているんですけども、これはやっぱり写真からとったからこうなるというふうに捉えたらいいのですか。

吉川委員： 朱色になってて、逆光状態になっているから。要するに光が当てられていない状況での画像ですから、全体的に彩度は下がりますね。

藤本副部長： そうですね。これから何を読み取ろうとしているかが問題なんですね。この図から何を言いたいのか、ここは。実際の板面の正しい色彩とは言えないが、みたいな話が通常かなと思うんです。入れるのであれば。

吉川委員： 普通は基準が適用されるのは、道路軸だけかな。

事務局： 今回は、はい。

藤本副部長： そうですよ。

岡部会長： 一応は確認をされたわけですね、ほかのと比べて、それほどひどいものではないので今回は、ということですね。

事務局： そうです、はい。

岡部会長： だから数値的には低くなっているけれども、ほかのとの比較で考えるとそれほどひどいものではないという、数値の問題よりも比較の問題ですね。ここで書いていただいていることは。

事務局： はい。

岡部会長： よろしいでしょうか。

藤本副部長： 最後の、比較の話はどこかに入っていましたか、文章として。どこかに出ているのですか。

岡部会長： 特に記述はされていないですよ。これは載せられているだけ。

事務局： ここまでではその8ページの国道について、全体から比較しての平均と同等というようなことでしか記述はないです。

岡部会長： 屋上広告物についてはこのままでいくという話ですね。

藤本副部長： 何かコメントが入っていたほうがいいのかと思います。この実際の彩度ではないというようなご説明が要るかなと思います。

事務局： そうですね。今回、本当に走った状況で日の当たり方ぐあいもあるし、時間帯によっても違ってくるので、そういった本当に見た目と必ずしも合致はしませんので、その辺の記述を。

藤本副部長： 特に広告旗とか幕とかのぼりの彩度がきつくなっているのは、多分距離で撮られているからだと思うんですけど。

事務局： もうまさしくそうだと思います。

藤本副部長： 屋上は特に離れているので。彩度が低くなっているのかなと思いますけれども。

岡部会長： 基準変更なしというところでよろしければ。この内容、5ページのところの50平米を30平米以内に強化というところに関してはそれでよろしいですね。広告塔の話は先ほどのお話で。このあたりでご意見がございましたら。

津田委員： 済みません、ちょっと確認なんですけど、資料2の1、2ページのところで、※1で一部公共施設等への道案内の緩和というのが書いているんですけども、これは大阪府の屋外広告物条例をそのまま参考にもしされてい

るとしたら、道案内なんかで公共、公益上やむを得ないもので公的団体とか公益法人、その他これらに類する団体が表示・設置するもの、というものについては適用除外ともともと条例上なっているんですけども、それとはこれ、どう関係してくるのかなというのがちょっと。もともと多分公的団体が道案内なんかの目的で設置するものは適用除外なんで、ここで緩和というふうになっているのがちょっとよくわからないところがあるんですけど、どういう感じ。

事務局： これは市民アンケートでも結構道案内で施設、公的なものじゃなくても案内があって実際活用されているというのがありましたし、実態調査からもそういったものも結構あるんで、市民の意向からもその公的だけじゃなく利便性を考えて、これはあったほうがやっぱりよりスムーズに交通も行けるのかなというのを、適用除外ももちろんですけども、少し範囲を広げて、その基準についてはまた次回の審議会で提案させていただこうかなと思っています。内容は、細かくどこまでをやるっていうのはまた次回あげていこうと思うんですけども、今のところ、府の運用面で、府でもやっているような対応をより明確に中身を、これとこれとはいけるようにしようとかということも、今検討をしております。

津田委員： ここでは公的施設等というふうに書いてあるんですけども、要は民間のほうの道案内みたいなものも想定されているということですよ。

事務局： はい。

岡部会長： 書き方が悪いということですね。

事務局： はい。

岡部会長： 公的施設であればもうそれは、適用除外というのは変わりはないんですか。

事務局： そうですね。

岡部会長： 公的ではない民間施設へは。

事務局： 民間施設でもニーズが高いとか、あったほうがわかりやすいとかいうもので利用者のニーズが高いものは。例えば民間でも大規模な病院とかあれば、結構一般として利用されている方で、どこを曲がったらいいのとかい

うのがある方が良い場合も想定されます。

岡 部 会 長： ※印だけでは今のその内容は読み取れないですね。民間のと書いてしまうと、普通に言ったらショッピングセンターありますというような大きな看板もオーケーに、緩和になるのかなと思われてしまいますし、そうは今書いてないですけどね。この「公的施設等」という、などの意味が。

事 務 局： 範囲をまだ限定できないんで、ニーズが高くて比較的利便性を向上させるようなものであればいいのかなと考えておまして、特に今想定しておりますのが、例えば、民間の施設であっても災害等の指定されている病院なんかがそういった案内があればいいんじゃないかというように考えています。民間でもそういうものだと。

岡 部 会 長： そういうものですね。

事 務 局： そうです。

岡 部 会 長： そういう言葉がちゃんとこれで読み取ればいいんですけども。

事 務 局： そうですね、ちょっと工夫いたします。

岡 部 会 長： 民間のものであっても必要な道案内についてはとか、何かそのような書き方に。

事 務 局： それと先ほど津田委員がおっしゃっていましたように、大阪府のほうでは適用除外で今まで出せるんじゃないかというようなご意見がありましたけれども、許可申請は要らないんですね。今回我々はそういうものでも許可申請を出してもらって許可、オーケーですよということで考えています。

岡 部 会 長： 公的なものという意味ですか。

事 務 局： そうですね。ここに該当するものについては許可申請を出してもらおうと。今までは、公共上やむを得ない道案内で適用除外と言っていたのは許可、そういうのも関係ないよと。もう出してもらってもいいよということでした。

岡 部 会 長： 強化されているんですよ。公的な施設の道案内については強化されて

いるということですよ。

事務局：そこは公的なものは、この条例との関係がありますので、適用除外を、面積をどれだけにするかとか、今日のこの資料ではそこまではまだ整理はできていないという状況です。

津田委員：多分公共上やむを得ないというところ、どこで線を引くかみたいなね、話があって明らかに公的機関の施設で公的機関が表示している道案内だったら、もうすぐに適用除外ってなるんだと思いますけれども、そうじゃなくてちょっとグレーって言いますか、準公共的なものなんかをどこまで認めてあげるかという、その辺の線引きをしたいということですよ。

事務局：そうです。

岡部会長：記述に工夫していただいて、中身についてはまた今後出てくるという形ですね。

ほか、よろしいですか。

それではもう1つありますので、次のところの説明が、あと2つあるのかな。河川のほうですね。お願いいたします。

事務局：それでは資料2の3ページをごらんください。

②河川軸制限区域、東部制限区域では、制限緩和区域の一部、枚方市駅周辺における屋上広告物につきまして、※2で表示しておりますとおり規制の強化をいたします。

また、重点制限区域、一般制限区域における自立広告物等のその他の広告物で非自家用のものにつきましても、規制を強化いたします。

資料3の9ページをごらんください。枚方市駅周辺の図面が表示されているものです。

市民アンケートからは、規制が必要と考える場所に枚方市駅周辺の割合が高いことなどがわかりました。また、実態調査の結果から、ほかの区域に比べて枚方市駅周辺は広告物の数が多い傾向にあることもわかりました。

枚方市駅周辺につきましては、本市におきまして枚方市駅周辺再整備ビジョンが策定されており、まちづくりとしての将来像にふさわしい誘導基準が必要と考えております。

ビジョンの資料といたしましては、お手元の紙ファイルに概要版資料を、参考に入れさせていただいております。

こういったことから、今回の規模要件である15メートルを超える位置

への新設置に限って禁止することといたしました。この15メートルの数値につきましては、現在駅前にある建物のほとんどが5階建て相当以上であることや、景観法に基づく特定届出対象行為となる建築物の規模が15メートルを超えるものであることから設定をいたしました。なお、既存建物につきましても、建築から相当年数を経過したものもあることから、建てかえなども想定されております。

それでは、前方スクリーンをごらんください。

新たに規制を追加することで、建築物上部に設置されている広告物のように、高い位置に設置されることを防ぎ、良好な景観へ誘導をするものでございます。

資料3の11ページをごらんください。

先ほどの道路軸の検討資料同様に、市民アンケートからは、まちの美しさを乱しているという感じる広告物に地上広告物の割合が高いことなどがわかり、実態調査の結果から、広告物の種類における傾向といたしまして、地上広告は表示面積、高さが比較的大きくなる傾向がわかりました。

資料3の12ページをごらんください。

また、実態調査の結果から、河川沿いである全広告物の中でも、地上広告は、自家用に比べ非自家用の割合が高い傾向があることがわかりました。

同じく資料3の13ページをごらんください。

こういった実態の傾向を踏まえ、見直し基準案に適合する物件について確認しましたところ、見直し案は、調査した範囲において妥当であると考えております。

それでは、前方スクリーンをごらんください。

見直し基準によって、左側に設置されているような規模の広告物が規制対象となり、この程度の高さにおさまるといえるものです。

また、新たに河川軸制限区域に追加する天野川沿いの風景はこのように感じになっております。穂谷川沿いの風景につきましてはこんな感じです。規模の大きな広告物の設置を抑えるということで景観を保全しようとするものでございます。

資料3の14ページ、15ページをごらんください。

これは、検討の結果、屋上広告物につきましては規制基準を現状のままとする項目でございます。先ほどの道路軸の検討資料同様に、市民アンケートからは、まちの美しさを乱していると感じる広告物に屋上広告物の割合は比較的低いものの、実態調査の結果から、広告物の種別における傾向として、屋上広告は表示面積、高さが大きくなる傾向があること、地色の色彩は平均程度であることがわかりました。見直し基準案につきまして

は、先ほど同様、景観の観点から、スカイラインを整えることを念頭に、縦が塔屋を含む建物高さから突出しないという設定で、適合する物件について確認してみましたが、見直すのではなく現行の規制基準を継続することとしております。

続きまして、資料2に戻りまして、4ページをごらんください。

③枚方宿地区では、大きさの基準は先ほどの河川軸制限区域、東部制限区域と同じとし、色彩の基準は対象を屋上広告物、壁面広告物、地上広告物を新築する場合とし、景観計画で規定いたしますゾーンごとに、ごらんのとおり彩度を設定し、それを超えるものについては事前協議の対象にするものでございます。また、その他の基準につきましては、新たな広告媒体であるデジタルサイネージへの配慮項目を付加することといたしております。

枚方宿地区のゾーンにつきましては、資料3の4ページに記載しております。

歴史街道沿いの景観に配慮するものとして、広告物表示面の地色の色彩について、景観計画で規定する外壁色のマンセル値の彩度に、4を加えた彩度までの使用にとどめる基準としています。

それでは、資料3の16ページ、17ページをごらんください。

16ページが枚方宿地区歴史的環境整備ゾーンでの広告物地色の彩度分布で、17ページが市全域での分布でございます。

枚方宿地区では、市全域の平均である約26%に比べ、地区全体の約41%が無彩色となっており、その割合が高くなっていることがわかりました。

このような状況を踏まえまして、見直し基準案に適合する物件について確認しましたところ、前回審議会でご提案いたしました対象規模の1平米の基準では、17ページの下段にお示しする見直し基準①のとおりの対象規模の全数が多くなります。

このことから、街道沿いの区域で色彩基準の対象とする表示面積の規模についてさらなる検討を進め、案2としてお示ししているとおりの5平米を超えるものから規制対象としたいと考えております。

規制対象と許可対象のイメージとしましては、資料3の19ページの下での許可が必要となる物件のイメージのフロー図をごらんください。

街道沿いの区域で屋上広告物、壁面広告物、地上広告物を設置する際、表示面積が一定面積を超える場合、許可を必要といたします。その際、許可基準に、地色の色彩基準が加わることとなります。色彩基準の遵守については許可申請で担保するわけですが、この基準が守れない事情がある場合には、事前協議を行うこととし、事業者への制度周知等に努めることを考えております。また、フロー図の右側の表示面積が一定規模以内の場合の

扱いにつきましては、現行と変わりございません。現在も、非自家用であれば表示面積にかかわらず許可が必要、という扱いになっております。

それでは、前方のスクリーンをごらんください。

新たな許可申請が必要となる広告物の表示面積を5平米と仮定すると、この程度の規模のものや、この程度の規模のものが対象となります。また、規制前の現在でも街道沿いの区域ではこのように周囲へ配慮された広告物も見られます。

資料3の18ページをごらんください。

今回調査できた広告物は、地区内で135件ありましたが、このうち許可申請の必要なものは32%ありました。歴史的環境整備ゾーン、街道沿いの区域について、フロー図のように、基準適用の表示面積の対象規模を許可が必要となる対象とした場合で、案1を採用すれば、許可が必要となる対象が63%と倍近くに上がります。一方、案2とすれば、一定規模の広告物を対象にしながらも、37%、2割程度の増におさまります。

安全配慮ではなく景観保全のための許可必要範囲の拡大であれば、申請率を高く維持できなければ余り効果が望めないことや、地元事業者への負担を考慮すると対象案を案1にかえまして案2とすることが妥当と考えております。

一方、枚方宿地区は、地元の枚方宿地区まちづくり協議会が、景観形成等に関して取り組みをされている地域でございます。本協議会は、平成13年3月に協定を締結し、平成23年4月からは歴史街道沿いでの建築計画について施主と協議会の部会で景観協議をする制度を設けるなど、精力的に活動をされています。

協議会の活動につきまして、お手元に協議会の発行しているリーフレットを参考に置かせていただいております。

こういった地域でなければ、上乘せ基準を設定すること自体が難しいことと思われませんが、本審議会と並行して地域への説明会に取り組み、ご意見を聞いていきたいと考えております。また、今回の屋外広告物条例の改正とは別に、当地区での屋外広告物のあり方を考える機会を持つことや、先進事例を知ることなどを通して意識の啓発を図ることも視野に入れたいと考えております。

なお、歴史街道沿い以外の区域である商業・業務環境整備ゾーン、生活環境整備ゾーンにつきましては、街道から見える広告物を対象とすることとして、高さが15メートルを超え、かつ、表示面積100平米を超える広告物を対象として考えております。

枚方宿地区の大きさの基準、色彩の基準以外の基準につきましては、新たな広告媒体として今のところ設置は確認されておりましたが、設置される前に歴史街道沿いではデジタルサイネージを控える等の配慮項目を追加

したいと考えています。

資料2に戻りまして、4ページをごらんください。

(3)のその他といたしまして、個別項目について今後ガイドラインでの誘導を検討いたします。具体的には制限区域、広告物種別に応じた誘導基準として、規制基準とはしない上乘せ基準、のぼり、デジタルサイネージ、ラッピング広告及び屋内広告物の誘導基準でございます。これは、将来の基準改正の際に、目指す基準として扱うものを検討したいと考えております。

最後になりますが、4、今後の進め方としましては、7月2日の本年第1回景観審議会、本専門部会での審議内容を報告し、本基準及び道路軸の緩和対象、禁止区域等の扱いについて引き続き審議したいと考えております。

以上で説明を終わります。

岡 部 会 長：        ということで4に移る前にその前段のところで、いわゆる河川のところでご意見がございましたらお願いいたします。

鵜 島 委 員：        資料の3の9ページなんですが、図面のところですけども、駅を挟みまして両方に線が引かれていますが、左側のほうですけども、建物の真ん中を線がいきますよね。これ、どういうことですか。

事 務 局：        このエリアですか。道路からの沿道一皮部分という形で見える範囲を区域として設定をしてカウントをしているんです。普通は地形地物で道路とか建物と切れ目のところで区切りをしようとは考えているんですけど。見える範囲ということでこのような表示にさせていただいたということです。

岡 部 会 長：        用途地域となっているんですかね、この商業地域。

事 務 局：        ここの場合は用途地域が商業地域ということになっておりまして、用途地域を決めるときに道路で区切る場合と道路から25メートルラインまでが商業地域ということで決める場合があるんですけど、この場合はここの地域は25メートルまでが商業地域ということになっておりますので、その用途地域のラインに合わせた形ということしております。

岡 部 会 長：        それは妥当なんではないでしょうかね。今後再々開発でとか、これからの動きを見越したときにどのエリアまでがこの範囲に入るかというところを考えてちょっと広目を取ってあってもいいんじゃないかというふうな気がします

けれども。

事務局：　そうですね、今ビジョンでいろいろとエリアに動きがあるところなので、そのエリアの設定については。

岡部会長：　ちょっともう一度検討していただいたほうがいいかもしれません。駅舎はどうなっているんですか。駅舎は。駅舎のところって何もなかったですか、ありますよね。京阪百貨店がこの上にのっていますよね。上にのっているの、下に入っているのか。駅舎そのものの広告はこれには含まれないんですか。

事務局：　駅舎自体は外壁の広告物はね、今の制限緩和区域としての表示は今あるんですけども、ただビルのような建物じゃないんで、屋上広告物としてそんな、駅舎の上にそのようなものがのるというのは、あまり考えられないと思います。もちろんエリアとしてはつなぐことはできるんですけども、今はわかりやすくこういうふうにしています。

岡部会長：　実際にはないということが入っていないということですか。

事務局：　はい。

岡部会長：　エリアだけもう少し確認をしていただいて、ご提案をいただくということをお願いします。もう大きくはこういう話でよろしいでしょうか。

吉川委員：　これ、駅舎は商業地域に入っているのと違いますか、たしか。だから何か基準が、商業地域で線を引いていますと言いながら駅舎が入ってないというのは妙ですよ。いずれひょっとしたら京阪電車がここに枚方市駅って言ってでかい看板を出すかもわからんけどね。

岡部会長：　そうです。やっぱりエリアとしてはくくってあるのが妥当のようには思いますけどね。何が起こるかわかりませんから。

事務局：　そうですね。はい、わかりました。今回この資料9ページの上の図面なんですけれども、枚方市駅の両サイドにどのような広告物が出ているかと調べるときに、よくどっちが多いんだとかどういった状況なのかという話がありますので、今回はこのエリアに限っては、このエリアを調べたら下のこの表になりますということが主な目的だったんです。

岡 部 会 長： なるほどね。

事 務 局： 話をするとき、どっちが看板たくさん出ているんだとか言ったときにやっぱりきっちりこの区域だったらこっちのほうが多いんですよとかもうちょっと広げたらこっちのほうが多いんですよとかいう、そういうことを説明するために、この区域だったらということなので、先ほどありましたようにビジョンとの関係もありますので、そのことについては今後もう少し検討が必要かなと思います。

岡 部 会 長： 改めてもう一度線を引き直す必要があるということですよ。

事 務 局： そうですね。

岡 部 会 長： 商業系の駅周辺地域、制限緩和区域というところの線引きの話ですね、こういうことでいいですか。

事 務 局： はい。

岡 部 会 長： それについては今後の開発を見ながら妥当なエリアを指定するという  
ことで、駅も含めて。

ほかはいかがでしょう。ほかにご意見はございませんでしょうか。

鵜 島 委 員： 枚方宿地区の表示面積1平米と5平米なんですが、1と5って何か大分違うような気がいたしまして。今回の5がどうやって出たのかとか、あとその中間は検討されなかったのか、その点はいかがですか。

事 務 局： そうですね、もともと1っていうのはよくパーキングとかで使うようなこんな四角いような駐車場がありますよっていう自家用のものでもありませんんで、そういった小さなものを始め拾っていかないと考えたんですけども、もともと7平米を超えなければ基本的には自家用であつたら適用除外なんで許可は要らないということで、やっぱりここは景観的には重点区域ということを考えていたので実態調査から判断して既存よりももう少し、ちょうど5ぐらいにすれば大体今拾っている、規制をしていこうというところにもおおむね入ってくるのかなと。1では余りにもその件数が多過ぎて昔からあるような看板とかがありますんで、もうそれでまた手続きをやると非常に大変なこともあるということもあって切りのいい数字にさせていただいているんです。

岡 部 会 長： ほか、よろしいでしょうか。枚方宿でデジタルサイネージ使用を控える  
じゃなくて、禁止したらだめなんですか。そういうことは書けないんです  
か。

事 務 局： デジタルサイネージといった新しい媒体についてはなかなかこうやって  
いう決めつけが難しいところもあるんですが、ここは地元のまちづくり協  
議会は結構注意しておられてまして、いろんな意味でまちづくりに、状況  
もつかんでおられるんで、実際に何か新しい建物を建てる場合については  
当然景観の協議対象になっていますので。看板だけ突然ぽっと出るという  
ことはまず考えにくいとは思いますが、やっぱり将来どういうこと  
が起こるかかわからないんで、今のうちにやっぱりここはそういうものは  
ふさわしくないでしょうということをしっかり明記して、そういう動きが  
あればこういう形で本市ではここについてはやっぱり歴史的な背景、状況  
を鑑みて、控えてくださいねということにするため明記しておく必要があ  
るかなというところを今回押さえないかと考えています。

藤本副部長： 先ほどの駅前のところ2ページですけれども、これ河川軸制限区域に入  
っているところってということでこれが入っているわけですね。実際には  
河川軸制限区域をこの地図の中ではどこかに線が入るんですね。

事 務 局： 淀川は結構幅広い範囲で入っていますね。面的で、はい。

藤本副部長： この地図全体に、かかってくるのですか。

事 務 局： ちょうど資料2の1ページが大体そのイメージの地図でして、縮尺が  
わかりにくいとは思いますが。このエリア自身は前からは変えていな  
いんです。

藤本副部長： 今の、9ページの地図の範囲は全部がこのブルーに入っているんです  
ね。

事 務 局： そうですね。

藤本副部長： 何か、また見直すときにもう少し広域で、そのラインが入ったものがわ  
かったほうがいいかなと思いますけど。

事 務 局： 資料としてですね、はい。

岡 部 会 長： ほかにご意見ございませんか。

津 田 委 員： ちょっと向学のために、参考にお聞かせ願いたいんですが、屋外広告物条例で色彩の規制までしているというのは多分余り、少ないのかなと思うのですが。大阪府なんかは広域行政体なのでなかなかこういうのを一律にするというのが難しいんで今回こういった、非常にピンポイントって言ったらちょっと言い方がおかしいですけども、条件が整ったところでやられるっていうのに非常に興味を持って見せていただいているんですけども、何か、他府県とかそんなところで同じように広告物条例で色彩の規制をしているような事例というのはあるんでしょうか。調べられたりしたとかあるんですか。

事 務 局： 豊中市さんも一部やっておられたと思いますし、姫路市さんもされていたと思います。

津 田 委 員： 広告物条例の中で、ですか。景観関係ですか。

事 務 局： 景観ではないです。

藤本副部長： 京都市はすごく細かくエリアを分けてやっていますね。歴史的なところの2カ所ぐらいのエリアで赤というか、R系の色を使ってはいけないというところがあるんですが、そのほかは大体彩度と面積、割合ですね、細かく規制しています。使ってはいけない色はないんですけども、その面積と、パーセンテージですかね、面積と彩度の組み合わせで規制をしていますね。一番細かい事例だと思いますけど、日本の中では。

事 務 局： 手元にはなくて、観光都市さんでたしか多くされていて、姫路市さん、京都市さん、金沢市さんとか、何かそのあたりではその場所を限ったところも多いですし、藤本委員がおっしゃっていたように、その面積だったり割合だったりっていうのに限定した形でというのが主にはなるんですけども、採用されている屋外広告物条例の中で色彩規制を採用されているところというのも、そこまで珍しくはないです。

津 田 委 員： そうですか、勉強不足で申しわけない。

事 務 局： 大阪府の中でも地域はやっぱりあるんですけどね、色彩基準をかけられているところがあるんですけど、全域をかけられているところはないと思いますね。この区域はこういう基準、この区域はもうちょっと緩いとかこ

こはちょっときついねとか、市の中でね、という市はあります。ただ数はすごく少ないと思います。

津 田 委 員： 済みません、デジタルサイネージとか、このあたり誘導基準でとりあえずはガイドラインでということをお書きになっている、将来ガイドラインを長年運用していく中で、地域の方々の理解とかが得られたら条例に付加するとか、そういうことも視野に入れてらっしゃるということですか。

事 務 局： まさしく、そういう今回の申請許可率が非常に少ないんで、まず制度を知らない事業主の方も多いということで、いきなり今の基準を強めるというよりは、まずは制度の周知を図って、それと景観計画との整合を図りながら、屋外広告物もそれで十分一つの、景観の一つの重要な要素であるということを理解していただく中で手続の適正化をやっていただきたいなと。それで当然その中の、今度ガイドラインの示すような内容については将来条例の改正で担保できるような内容を考えていきたいなと思っていきます。

岡 部 会 長： 意見ですけど、枚方宿のところではむしろガイドラインは、地元の方々が協議するとかのような形で、基準というよりも質の向上というか、色で決めるとか形や面積で決めるというより、質を上げてもらうというふうなことを主に考えて、地元で考えていただけたらね。そういうのも使いながら議論を活発にしてもらおうというふうな形がやっぱりいいのではないかなと思います。

吉 川 委 員： 場合によってはデジタルサイネージもオーケーかもわからないですよ。内容的に言えば。

岡 部 会 長： それはそうかもしれません。

吉 川 委 員： そこに広告表示されるものによってはオーケーかもわからない。道案内が表示されますよという。

事 務 局： 阪急の西山天王山駅でしたかね、駅前のロータリーのところにデジタルサイネージで場所の、観光地であったりいろんな情報がそこに集約されているというのもあるんですけども。

岡 部 会 長： あれをいいとするかどうか。

事務局：　そうですね。ただ、今地元とは密接に連絡をとるといえるか、協議をしながら、やはり地元が望んでおられる、その景観のあり方を優先していきたいなど。行政だけが一方的に何か基準を決めてもなかなかそれが浸透したり実際に継続して運用できなければ意味がないと思うので、それはやっぱり地元さんの考えは重視していきたいと思います。

岡部会長：　もう一つは、のぼりというのがあるんですけども、一般的にこう皆さん、のぼりはだめだというのにすごく書いておられて、あれはもうまさにそうだというのがパチンコ屋なんかの駐車場にいっぱいのがついてたりとか、ああいうのを指しておっしゃっているとは思っているので、そちらに関してはすごく規制しても、なくしてもいいんじゃないかと思うんですけども、この枚方宿の場合ののぼりの扱いというのは結構難しいなと思って、ちょっと賑やかしの様な気分であったり江戸情緒を出すみたいなどころでのぼりをうまく使われたら、それはそれでいいところもあるのですね。これもやはり地元とよく話し合われたほうがいいなど。でもそのほかのものについては、のぼりにもちょっと何か今回あってもいいんじゃないかと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

事務局：　そうですね。のぼりで、市内の今回調査で一番多かったのはやっぱりパチンコ屋さんとかカーディーラーとか、コンビニです。

岡部会長：　先ほどのイメージのところではのぼりというのを書いてあるので、これから出てくる可能性はあるんですか。それはないですね。のぼりの基準検討というのはあるんですけど。

事務局：　のぼりのあり方は、他市さんでものぼりの制限について、総量規制をされるとか間隔をあけて見通しをよくするとか、出す範囲を道路から何ぼかセットバックさせるとか、そういったことをやられているところもあるんで、その辺の状況も参考にしたいなど。一律だめというのはなかなか難しいと思うので、その辺はやっぱりガイドラインの中で、こういうところはこういうふう抑えてほしいとか、総量規制も含めて配置とか安全性の問題もありますし、その辺をきちんと理解していただくような形を方向的に持っていきたいなと思います。

岡部会長：　のぼりの記述は今回のこの見直し基準の中にはないですね。

事務局：　はい。基準で規制でこうするというのではなくて、今後は、先ほど言いましたガイドラインのところ今回拾えなかった課題とか制限的にもうち

よっと本来なら厳しくすべきとか、色彩も今枚方宿しか考えてないんですけど、ほかでももうちょっと目立つようなところは使ったらどうかとか、そういうのももう少し踏み込んで、そちらのほうをガイドラインのほうに今回の一定、基準の整理ができて、今回は景観計画とかその大枠ではきちんと整合をとった中でより細部についてはそっちのガイドラインのほうで、誘導のほうで図っていききたいなど。

岡 部 会 長： 次の段階として、今回の見直しをしたものの、よりよい景観をつくれるようなガイドラインを新たに作成するというふうに考えたらいいということですね。

事 務 局： はい。

藤本副部長： 私も、この枚方のところはやはり地域の団体がおありになるので、しっかりと検討できるような態勢をとっていただいて、仮に今回この行政側での設定であって、地域が望めばもっと見直しをしてもいいと思うし、この将来的には地域基準をつくっていただいて自主運営するぐらいまで持っていけたらいいのかなというイメージを持っていますね。

事 務 局： そうですね。お手元にも配付させていただいた資料で地元がやっぱりそういう誘導基準というのをつくられて運用されているんで、屋外広告についてもそれに倣ったような形で地元さんとの協議を深めていきたいと思います。

岡 部 会 長： ほか、特にないようでしたら、今回出していただきました見直し基準、ちょっといろいろ細かい部分で話が出てきましたけれども、大きなところではそれほど修正と言われるものではなかったのではないかなと思うんですが、そういうことでよろしいですか。大きな修正がありましたら、またもう一度、この専門部会をもう一度という話になるんですけども、それほど大きなものではなくて、今後また検討しながらということのようですので、次の審議会のほうに提出して、報告をするというふうな形でさせてもらってよろしいでしょうか。では次回の審議会での報告ということにさせていただきます。

今回出ましたご意見につきましてはまた、この専門部会でまた審議するようなことも多々あるかと思しますので、そういうことでよろしいでしょうか。

以上で本日の審議は終わらせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

### 3 閉 会

事 務 局： どうもありがとうございました。  
それでは傍聴者の方に、持ち帰りの資料についてご説明させていただきます。  
本日の持ち帰り可能な資料は議事次第のみですので、以上ほかの資料につきましてはその場に置いておいてください。よろしくお願いいたします。  
本日は、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして、専門部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。